

診療施設開設届

年 月 日

福島県知事 様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

氏 名

診療施設を開設したので、獣医療法第3条に基づき下記のとおり届出します。

記

- 1 開設者の氏名及び住所
（法人の場合は、その名称及び住所）
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- 6 管理者の氏名及び住所
（開設者が獣医師であつて診療施設を管理している時はその旨）
- 7 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 8 診療の業務の種類
- 9 添付書類

（注意事項）

- 1 届出者が法人である場合は、届出者の欄に法人の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地を記入し、定款を添付すること。
- 2 開設者が法人の場合は、「1 開設者の氏名」には名称のみを記入すること。
- 3 「5 診療施設の構造設備の概要及び平面図」の構造設備の概要については、別紙様式第7号により届出することとし、獣医療法施行規則第1条第1項第6号～第11号に該当する診療の用に供するエックス線の発生装置等を有する場合は、エックス線装置に関する構造設備概要を別紙様式第8号により併せて届け出ること。往診診療のみ場合は、平面図は省略できる。
- 4 開設者が獣医師であつて診療施設を管理しているときは、「6 管理者の氏名及び住所」欄にその旨を記載すること。
- 5 「7 診療の業務を行う獣医師の氏名」には、管理者及び診療にあたる他の獣医師すべてを記載すること。（各獣医師について獣医師免許証の写しを添付すること。）
- 6 「8 診療の業務の種類」については、主な診療対象が牛、馬、鶏等畜産に係わる動物である場合は「産業動物」、犬、猫、小鳥等であれば「小動物」、それ以外であれば「その他」と記載すること。
また、往診のみによって診療業務を行う場合はその旨を記載すること。